

地域づくり助成事業審査委員会設置要領

（目 的）

第１条 この要領は、地域づくり助成事業実施要綱第６条第３項の規定により、地域づくり助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（審査委員会の事務）

第２条 審査委員会は、申請者から提出された申請書等をもとに、次に掲げる事項について審議する。

- （１）地域社会における必要性
- （２）実現性
- （３）公益性又は先駆性・創造性
- （４）収支計画の妥当性

２ 継続申請については、前項の規定にかかわらず、１年目の評価及び継続の妥当性について審議する。

（組 織）

第３条 委員は、公平な立場にある有識者等の中から、理事長が委嘱する。

- ２ 審査委員会は、５人以内で組織する。
- ３ 委員の任期は２年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ４ 委員は、再任することができる。

（委員長）

第４条 審査委員会に委員長を置き、委員長は、理事長をもって充てる。

- ２ 委員長は、会務を総理する。
- ３ 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- ４ 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会 議）

第５条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- ２ 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、委員の代理出席は認めないものとする。

（審査委員会の庶務）

第６条 審査委員会の庶務は、公益財団法人鹿児島県建設技術センターにおいて処理する。

（その他）

第７条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附則

１. この要領は、平成２４年４月１日から施行する
２. この要領は、令和 ２年５月２０日から施行する。